



## 来週の投資戦略 (6/7-11)

### 日米比較すると、飛びすぎ？

2021年6月6日

小松 徹

#### 注目事項 — 見所

6月8日、5月の景気ウォッチャー調査 — 現状DIは34.0に悪化も先行きは38.0?  
6月11日、4-6月期の法人企業景気予測調査 — 改善と悪化が入り混じる？

#### 株式市場見通し

来週の市場を語る前に先々週と先週の市場の動きと投資家動向を整理する。先々週はMSCI（世界の機関投資家が利用しているベンチマーク）が指数の定期的な入れ替えをした週だった。日本株の比率が低下したが、発表直後に市場全体が大きく反応したため、この週の主要株価指数は2~3%上昇し、外国人投資家が現物でも先物でも買いの主体だったことが分かった。先週は市場が小動きだったが、過去2週間共通点がある。すなわち、ワクチン接種後の世界を意識した投資家の売買行動である。先々週は空運業が、先週は鉄道業が主役になった。わが国の株式市場が欧米を追っているとすれば、現在の位置はどうなのか、日米航空会社の株価比較をしてみた。

米国の航空会社、ユナイテッド航空とアメリカン航空の株価推移を見ると、大底は2020年10月で、その後の高値は2021年3月17日である。その間4か月半で株価はそれぞれ72%、122%上昇した。現在の株価は3月高値近辺にあるが抜けていない。わが国の方は日本航空(9201)が2020年11月の大底から2021年3月の高値まで45%上昇、ANAホールディングス(9202)も2020年4月の大底から同年9月まで41%上昇した。興味深いのは両銘柄とも2018年1月の高値から58%の位置にあることだ。先に挙げた米国航空会社の株価も過去の高値から6割あるいは42%の位置にあり、わが国は旅行事業の回復がこれからなのに株価だけは米国並みに回復している。

さて、菅内閣は支持率が40%まで落ち、不支持率が50%になった（日経新聞とテレビ東京の最新調査）。総選挙が数か月後に迫っているため、菅氏は新型コロナウイルスのワクチン接種を急ピッチで増やし、大逆転を狙う戦略に出た。地方都市でも大規模接種センター開設、大企業での職域接種、大学での教職員および学生の接種と、年齢を問わず、一気に進めようとしている。NHKが集計した「Our World in Data」の6月6日情報では、ワクチン接種率がわが国では1回目が9.2%、2回目が3.1%となった。何と米国ではそれぞれ50.7%、41.1%である。これほど大きな差があるのに、気の早い投資家は積極的な行動を起こしていると言えそうだ。

最後に、来週のわが国の主要株価指数はテクニカル的に見て上昇しそうだ。5月の雇用統計発表を無事に通過したので、米国の主要株価指数も史上最高値を更新しよう。ただ、その時の主役が過去2週間と同じとは必ずしも言えない。というのは、市場全体が上がるには一部銘柄群だけでは力不足で、コロナ禍でも活躍した銘柄群の下げ止まりも必要だろう。その意味からも米国時間12日にオンライン開催のゲーム見本市「E3」への反応は気になる。

#### KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期大幅増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。